

令和7年度運営指導結果
サービス種別：就労継続支援B型

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
特定非営利活動法人れいほくの里どんぐり	土佐町	れいほくの里どんぐり	R7.6.27	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を定期的に開催し、指針を整備するとともに、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	改善済	
特定非営利活動法人わくわくライフステージ	佐川町	こじゃんとはたら来家さかわ	R7.7.15	特になし		
株式会社コーセー	南国市	就労支援センターコーケン第二	R7.8.8	特になし		
社会福祉法人土佐厚生会	大豊町	障害者就労継続支援B型ワークセンターファースト	R7.9.1	特になし		
社会福祉法人さくら福祉事業会	四万十町	就労継続支援B型事業所「やまびこ」	R7.10.7	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針がないため、整備すること。	改善済	
一般社団法人こうち絆ファーム	安芸市	多機能型事業所TEAMあき	R7.11.11 R7.11.27	事業所における工賃の支払状況について、作業実績の記録と突合した結果、実績とおりの工賃が支払われていない事例が複数認められた。 については、当日確認したもの以外も自主精査のうえ、未払いが発生している者には追加支払等の措置を講じるとともに、発生原因を分析し、再発防止策を策定すること。	改善中	
社会福祉法人一条協会	四万十市	四万十工房	R7.11.14	特になし		
特定非営利活動法人ニコの種	黒潮町	共同作業所ニコの種	R7.11.19	送迎加算（Ⅱ）の要件を満たしていないにも関わらず、算定している事例が認められた。 自主精査のうえ、要件を満たしていない事例については、過誤請求など必要な措置を講じること。	改善済	
一般社団法人アドバンス	宿毛市	YELL	R8.1.15	社会福祉法人以外の設置者が作成すべき「就労支援事業活動計算書」及び「就労支援事業別事業活動明細書」等の計算書類が作成されていないことが認められた。 就労支援事業においては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として利用者へ支払わなければならない、適正な利用者工賃を算出するためには、生産活動における適切な原価管理を行う必要があることから、定められた計算書類を作成すること。 なお、作成の際には「就労支援事業会計の運用ガイドライン」等に沿って適切に作成すること。	改善中	
				感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について、対策を検討する委員会を開催していないこと、指針を整備していないこと並びにこれらに係る研修及び訓練を実施していないことが認められた。 委員会をおおむね3月に1回以上開催し、指針を整備するとともに、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を、それぞれ年2回以上実施すること。	改善中	
				職場におけるハラスメント防止策が書面により策定されていないことが認められた。 ハラスメント防止のための方針の作成や職員からの相談に応じる体制の整備など、従業員の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じること。	改善中	

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
医療法人慈恵会	四万十市	B型なかむら	R8.1.16	<p>社会福祉法人以外の設置者が作成すべき「就労支援事業事業活動計算書」及び「就労支援事業別事業活動明細書」等の計算書類が作成されていないことが認められた。</p> <p>就労支援事業においては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として利用者へ支払わなければならない、適正な利用者工賃を算出するためには、生産活動における適切な原価管理を行う必要があることから、定められた計算書類を作成すること。</p> <p>なお、作成の際には「就労支援事業会計の運用ガイドライン」等に沿って適切に作成すること。</p>	改善中	
				<p>法定代理受領した訓練等給付費の額を利用者に通知していないことが認められた。</p> <p>法定代理受領により市町村から訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知すること。</p>	改善中	
社会福祉法人安芸市身体障害者福祉会	安芸市	安芸市ワークセンター	R8.1.20	特になし		
特定非営利活動法人つながり	三原村	共同作業所わらわら	R8.2.18	<p>個別支援計画が作成されていない期間がある事例が認められた。</p> <p>当該期間は個別支援計画未作成減算に該当するため、事業所において自主精査し、未作成の期間については過誤調整等の措置を講じること。</p>	改善中	
				<p>利用者が休みの日に給付費を請求している事例や送迎のない日に送迎加算を算定している事例が認められた。</p> <p>報酬請求に係る利用状況等のチェック体制を強化するとともに、同様の事例について自主精査のうえ、過誤調整等の措置を講じること。</p>	改善中	
社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会	中土佐町	鯉乃園の萬屋	R8.2.24	特になし		